

〔新撰姓氏錄〕左京皇別下

起大春日朝臣盡
鴨縣主廿二氏

〔氏族考〕上日本靈異記に丹治氏、船氏、榎本氏、縣氏などあるは、正しきかき法なり、此例古本今昔物語、天台座主記、僧綱補任等の書に許多あり、○中されど天武紀に、倭直、栗隈首云々、三十八氏、また姓氏錄左京皇別に起、自左京息長真人、盡攝津國爲奈真人、四十四氏、また起源朝臣盡新田部宿禰、四十二氏、また日本靈異記に、役優婆塞者、加茂役公氏など大凡に云事はあり、

〔制度通〕十 姓氏ノ事

今ノ人、通ジテイフハ、源、平、藤、橘ハ姓ナリ、足利、北條、齋藤、楠等ノゴトキハ、姓ヨリワカレテ氏ナリト云、ソレ故某姓某氏ト記ス、シカレドモ古ヘカクノゴトクニワカツコト見エズ、姓氏錄ニハ、皆姓ヲ載タレドモ、其書ヲ名ツケテ姓氏錄ト云、源家平家ヲ又源氏平氏トモ云、シカレバ姓ヲ通ジテ氏トモ云ベシ、足利、北條等ノ稱號ヲ氏ト云コトハ、古書ニハ見エズ、

〔鹽尻 二十四〕一今武家某氏と呼ぶ氏の字、根本は誤りなり、氏は姓に同じ、源、平、藤、橘、清、中、菅、江、紀等の事なり、新田、足利、其他皆稱號なり、公家にて近衛、九條などいふがごとし、近衛氏、九條氏、杯呼事はなきにて知るべし、然れども後世に及て、稱號はもろこしの氏の如く、源、平等は異邦の姓と等し、故に源、平等をば姓といひ、新田、足利などは氏と稱す、本式は勅許の姓を氏といふなれど、武家は稱號を以て某氏と呼來れり、萬づかゝる事あり、よく其根本を知りて、今の俗に隨ひて可なり、

〔古事記〕序 時有舍人、姓、稗田、名阿禮、

〔日本書紀〕十五元年四月丁未、詔曰、○中夫前播磨國司來目部小楯、更名求、○求恐迎舉、朕、厥功茂焉、

略○中 乃拜山官、改賜姓山部連氏、

〔新撰姓氏錄〕左京皇別 吉田連

天皇○崇 命鹽垂津彥命遺奉、勅而鎮守、彼俗○任 稱宰爲吉、故謂其苗裔之姓爲吉氏、○中 神龜元年